

禁教高札撤去前後におけるキリシタン集落内部の変化

内藤 幹生

はじめに

明治六年（一八七三）にキリシタン禁制高札が撤去されたことは大きな宗教政策上の変化であった。それはまた、近世から近代への時代の移行を示す出来事の一つでもあった。徳川家康により慶長十七年（一六一二）に布告された禁止令以来日本では徳川幕藩体制下ではキリスト教は禁止とされたのであるが、この時にそれは解除されたのである。潜伏し、信仰を保持していたキリシタンは公然と信仰表明ができるようになり、「禁制」という宗教政策上の拘束からは解放されたのであった。その原動力となったのは厳重な禁制下に何世代にもわたり、潜伏して信仰を継承していったキリシタンの強靱な信仰心であった。しかし、そこから新たな問題も起きたのであった。

本論文では禁教高札撤去の直接の出来事である浦上四番崩れと、禁教高札撤去後のキリシタン集落を取り上げる。禁教高札撤去までと、その後のキリシタン集落におけるキリシタン自身の行為と彼らを取り巻く周囲の動向を考察し、その特徴を見ていく。そして、それらが禁制下とどのように異なったか明らかにする。¹⁾

近世後期のキリシタンを取り巻く村社会

禁教高札撤去のきっかけとなった浦上四番崩れが発生する前にも、禁制下であったが、キリシタンの存在が問題視された事件がいくつかあった。寛政二年（一七九〇）の浦上一番崩れ、文化二年（一八〇五）の天

草崩れ、天保十三年（一八四二）の浦上一番崩れ、安政三年（一八五六）の浦上三番崩れである。いずれの事件もキリシタンは史料上では「異宗」として処理された。キリシタンはあくまでも信仰を隠匿し、権力側もキリシタンとは認定しなかったのであった。その内、近世社会を特徴づけた浦上一番崩れと天草崩れのおおよその経緯は次のようなものであった。²⁾

浦上一番崩れは浦上村山里庄屋高谷永左衛門とその一族が村内の山王社への醸金を要求したところ十九名が拒否したため、彼らが「異宗」を信仰していると長崎奉行に密告したことが発端の事件であった。そして、長崎奉行による「異宗」の吟味が行われ、庄屋も独自の探索をして、どうにか「異宗」を摘発しようとした。しかし、一般村民は「異宗」信仰の疑いで捕らえられた者の無実を訴えた出牢願いを村民一丸で長崎奉行所へ提出している。天草崩れは幕府領の天草を預かり地としていた島原藩の執拗な探索により五〇〇〇人余りの「異宗」信仰者が露見した事件である。この時には天草今富村の庄屋上田演五右衛門が中心になり「異宗」探索を進めていた。この事件では村民は一丸で「心得違」の「異宗」の信仰は認め、以後そのようなことがないように謝罪文を血判で島原藩に提出している。この二つの事件における庄屋と村民の対応は対照的であった。庄屋は執拗に「異宗」の探索をおこなったのに対して、村民はキリシタンと非キリシタンが一緒に、一体化してキリシタン問題が大きくならないようにした。それは庄屋が「異宗」（キリシタン）の存在そのものが村社会を脅かすものとしてとらえていたのに対し、村民は「異

宗」問題が発展していくことが村社会を脅かすものとしてとらえ、事件をできるだけ穏便に処理しようとした。キリシタンが存在していた村落では構成員すべてがキリシタンだったわけではなく、非キリシタンと混在していたのが実情であった。当該期においてはキリシタンと非キリシタンが混在した生活共同体として村社会（キリシタンが存在する）は機能していた。

浦上三番崩れは開国にともなう国内の情勢変化から長崎奉行が隠密に探索させ、多数の「異宗」信者が発覚した事件である³。この時にキリシタンは「異宗」の信仰は認めたものの、キリシタンとは別宗であると主張した。取り調べを受けた中心人物で帳方（キリシタン信仰組織の惣頭）の吉蔵も「御制禁の耶穌宗門とは別宗にて異宗と申儀候」と証言し、キリシタンの存在は否定したが、「異宗」の信仰は認めた。そして、幕府も「異宗」信者の主張に沿う判断を下しキリシタンと「異宗」は別であると認定した。

このように近世期においてキリシタンは信仰を隠匿して保持したのであった。それが一転し、公然と信仰表明をするという態度に出たのが浦上四番崩れである。キリシタンが信仰態度を変えたことにより、彼らを取り巻く周囲も変化した。キリシタンの信仰態度の変化がどのような影響を及ぼしたか以下に考察していく。

浦上四番崩れ

禁教高札撤去の直接の出来事となったのが慶応三年（一八六七）六月に始まる浦上四番崩れである。この事件は浦上村のキリシタンが自ら信仰表明をしたことにより幕末維新の政治上・外交上で大きな問題となった事件である。

これより二年前の慶応元年（一八六五）三月にフランス人居留地の教会を訪れた浦上村のキリシタンが自分たちの信仰を宣教師に告白すると

いう出来事があった。それをきっかけに浦上村を中心としたキリシタンに再布教がおこなわれ、カトリックへの改宗者は増大した。そして、二年後に寺院からの葬儀を拒否する者が出る事件が起こり、事態は明るみになった。中心人物六十八人が幕府役人に捕らえられた。すぐに幕府の吟味を開始されたが、直後に大政奉還になり、処分は明治政府に任せられることになった。幕府のキリシタン禁制政策をそのまま受け継いだ明治政府の宗教政策に反発し、信仰を表明した浦上村のキリシタン三千人余りを明治元年（一八六八）から翌二年にかけて尾張以西の諸藩に流罪にした。そして、カトリックから改心させようとしたが、すべてのキリシタンを改心させることはできず、西欧列強からも抗議された。明治六年二月に禁教高札は撤去され同年浦上村のキリシタンは帰村し、事件は解決したのであった。

一 浦上四番崩れ発生までのキリシタンの動向

1 信仰の広域化

浦上村のキリシタンが信仰態度を一変させた後での行動で注目するところは、信仰を広域化させネットワークを形成させようとしたことである。そして、幕府・明治政府も内偵によりその状況を把握していた。浦上村山里庄屋高谷官十郎の慶応三年（一八六五）四月付の探索書には次のようにある。

丁卯四月

探索書

一体浦上村之義者兼て風儀不宜…去ル辰年一旦石宗体之者共、御召捕、御吟味有之、其後暫く打絶候得共、御開港後洋僧渡来、居留地二天主堂取建候、以来右宗門再発追々余焰盛二相成、当時二至候而者同類申合、

頻二近村之愚民共申勧め、仲間二引入、深夜ニは小船より洋僧を村中ニ迎取、経文を習ひ、或は居留地ニも密ニ相越、異仏を礼拝いたし、追々他領江も同類滋漫いたし候由……

これによると、キリシタンは辰年（安政三年、一八五六）の浦上三番崩れで捕えられ、吟味を受けてからしばらく姿を消していた。しかし、居留地に天主堂が建てられると、再発して盛んになり、申し合わせて、しきりに近村の者たちにカトリックへの入信をすすめて仲間引き入れようとした。そして、深夜に宣教師を村に迎え、経文を習い、居留地にも行き、異仏を礼拝しており、それは他領の村にも広がっているとのことである。このように浦上村のキリシタンが信仰を表明し、再布教が開始されると、カトリックに改宗したキリシタンは積極的な行動に出た。信仰も村内で留まらせるのではなく、他領にも広めて信仰のネットワークを形成させようとした。このような動きは浦上村のキリシタンの処分を幕府から受け継いだ明治政府の記録にも見られる。

……頃日二而者肥前領之内、肥津、黒崎、伊王嶋辺へも伝習いたし、其外平戸、五嶋等之内ニも伝習いたし居候由、右二付西洋日曜日二者、浦上村之もの男女打交百人内外、海陸より、前夜又者曉頃より居留地天主堂へ参詣沖手より右日二者何国之もの与者不分候得共、小船より入港……

これによると、近頃出津（肥津）、黒崎、伊王島、平戸、五島など、広域的に「異宗」が伝習され、日曜日には浦上村の男女おおよそ百人が居留地の天主堂に参詣に来て、さらにどの国とも分からない者が小船で入港する、というのである。

このように浦上村のキリシタンは信仰表明すると、彼ら自身の信仰を

深めたばかりでなく、信仰を自分たちの村内に留めておかず、村と地域を超えて積極的にネットワーク化させたのであった。

2 キリシタンと非キリシタンとの確執

カトリックに改宗するキリシタンが増え、信仰が広域化し、ネットワーク化していくと、周囲との間に問題を起さざるを得なかった。浦上村山里の庄屋高谷官十郎が慶応三年六月に長崎奉行に提出したと思われる探索書には次のようである。

……尤中ニは半信半疑のものも有之、或は異宗信仰不致候ハ、村中之交も出兼候二付、無據異宗ニ入候のものも有之……

これによると、浦上村山里では、半信半疑でカトリック（異宗）に入信している者もあり、信仰していないと村内での付き合い（村中之交）もできないことになるので、仕方なく入信している者もいるという報告である。

そして、長崎奉行徳永石見守が慶応三年六月十九日付で幕府へ提出したものとされる「浦上村異宗信仰之もの共之内、召捕候儀申上候書付」にはカトリック改宗者とそうでない者との状態が次のようである。

……厚薄は可有之候得共、大凡弐千人に相成、正宗之もの共と火水之不和を懐、甚敷は夫婦離絶、親戚仇視之時宜に到、当地諸寺院は不及申、近国本寺よりも檀家共邪教遷入苦情申立……

カトリックに改宗したものは、信仰の程度はあるが、おおよそ二千人になり、「正宗」の者（仏教徒）と「火水之不和」な状態で、ひどい者は夫婦離絶や親戚を敵視するような心境になって、浦上村の寺院はもちろ

ん近国の本寺もカトリックに入信したことの苦情を申し立てている、という。慶応三年六月二十三日付長崎奉行所宛の浦上村淵庄屋志賀禮三郎「口上之書」にはその模様が述べられている。

久蔵女房しも、親里は当村（浦上村淵）内

寺野郷市松方にて、同人姉に候処、市松儀は異宗一件にて此度久蔵より離別いたし候に付、兄弟之縁を切、市松方へも不為立入候に付……

キリシタン「しも」とキリシタンでない夫の久蔵と「しも」の弟の市松に縁を切られた記録である。さらに記録には娘「つる」について述べられており、異宗を信仰する「しも」と「つる」に久蔵は止めるように申し聞かしたが、改心しなく、「妻子縁を切られ候上は家出仕候旨申立候に付」とあり、「しも」は娘の「つる」を連れて家出をしたとある。このようにキリシタン（カトリック改宗者）であることをめぐり、家族や親族の間でも確執が深刻になっていたことが窺える。

そして、明治三年一月付で長崎県権大属尾上与一郎が政府に提出したとされる探索書には「己れの宗を白組と唱へ、他宗を黒組と唱へ、双方無絶間混雑差起り候、且、外村并に市中の者も双方絶交同様の姿に相成居候¹⁰」と報告されており、キリシタンとそうでない者が絶交状態にあつたようである。また、「日本の神仏は切支丹宗より起こりし神仏に付、信仰いたすは無益の事と申居、夫故我宗の者と至極不和に御座候」と続き、神仏を信仰せず、神道や仏教徒とは極めて「不和」な状態になっていたようである。

そして、このような「不和」な状態はさまざまな事件を引き起こした。慶応三年四月付で庄屋高谷十郎が長崎奉行所に提出した探索書にはつぎのような事件があつたとされている。

一同郵（浦上村）字岡と申所江、聖徳寺末観音堂は坊主老人罷在候処、先月下旬異宗一件之者共数人同寺江相越申聞候は、当村二は今般異宗を取開候二付、是迄之宗旨有之候而は妨相成候二付、貴僧二も異宗信仰被致候様申聞候二付、若違背二及ひ候ハ、可致殺害も難計と、恐怖之余同意いたし候由之処……

これによると、浦上村の字岡にある聖徳寺の末寺の観音堂の僧侶のところへキリシタン（カトリック改宗者）たちがやってきて、浦上村はキリシタン宗（カトリック）が開教され、これまでの宗旨があつては妨げになるので、僧侶にも改宗するように迫り、もし従わなければ殺害すると申してきたので、恐怖のあまり同意したと僧侶は述べたことである。

そして、明治元年（一八六八）六月には次のような事件も起こっている。

……本原郷内、字野中綿打渡世徳平与申もの、異宗改心いたし候旨、庄屋方へ届出候よし之処、近辺之もの右次第承り込、大勢二而打殺候与申合、同所打越与申所二而徳平帰路を待受、指押、右党之内就中圓五郎与申もの重立打擲及ひ候趣二而、徳平其場逃去、帰宅もいたし不得……

これによると本原郷字野中の綿打渡世の徳平という者がキリシタンから改心しようと庄屋へ届け出たところ、それを聞いた近辺の者が大勢で徳平を打ち殺そうと申し合わせて、帰路を待ち受けた。その中で圓五郎という者が中心になり徳平を打擲し、徳平はその場から逃げ去つたが、帰宅もできなくなつたという。

また先にあげた明治三年一月付の長崎大属尾上権大属の探索書には浦上村にある大神宮の境内でキリシタンの子供が遊んでいると親達は「見当り、連戻り、再び同所へ相越さず様、折檻を加へ¹¹」たという。

このように浦上四番崩れ前に浦上村のキリシタンが信仰態度を変えたことは、村社会のあり方にも変化をもたらした。信仰を隠匿していた近世期はキリシタン・非キリシタンが混在し、共存する村社会であったが、キリシタンが信仰を表明し、再布教が開始されてからは地域を超えた信仰共同体へと変化した。また、それまで浦上村では一般村民は一体となつて生活していたが、村内は分裂し、キリシタンと非キリシタンとの確執が浮き彫りになり、村内は「不和」な状態となつたのである。

この浦上村のキリシタンの信仰態度の変化は、この時に場所を超えて信仰をネットワーク化しようと伝習した地域にも影響を与え、五島や伊万里県においても信仰を表明したことで問題となる事件が起こつていく。

二 権力側の動き

浦上村のキリシタンが信仰態度を変えたことは、幕府にその対応を迫られることとなった。幕藩体制下において厳禁であつたキリスト教を隠すことなく表明し、地域を超えたキリシタンの信仰上のネットワークを形成させるなど、明らかに幕府の政策に反目する動きを取り始めた。ここで、権力側がキリシタンの動向をどう見ていたか考察する。

浦上村のキリシタンはやがて明治元（一八六八）から翌年にかけて、諸藩に総流罪されることになつたのであるが、この処分に對して抗議してきた西洋列強に對して、外務卿澤宣嘉と同大輔寺島宗則は明治二年十二月三日付の各国公使宛の書状で次のような説明をしている。

……右引渡し残り之分其儘閣候而ハ、他の土民共と不和にして、屢徒党論争ヲ引起シ、民政におゐて大ニ差支候ニ付、今般諸藩江相渡、……

これによると、この時に残されているキリシタンをそのままにしておけばキリシタンではない者たちとの間に「不和」が起こり、しばしば「徒党論争」を引き起こして、民政に大いに差しつかえる、というのである。同じ年の十二月十五日にイギリス、フランス、アメリカ、ドイツの公使に宛てた書状には次のようにある。

……右宗旨之徒は其儘郷里ニ差置、改心為致候積手を盡し、教諭を加候得共、却而我神社を侮辱し、村中不和之事等種々国法ニ背き候事件不少ニ付、此儘差置候而ハ民政難被行候、処より住所を移して教諭不致候ハ外ニ手段も無之候ニ付、……

キリシタンをこのまま郷里に残して、改心するように教諭しても、かえつてわが国の神社を侮辱し、「村中不和」などの国法の背く事件が少なからず起こるので、このまま残しておくはと民政をおこなうのも難しくなり、住所を移して教諭するしか手段はないと説明している。

このように明治政府は浦上村のキリシタンの総流罪に對して抗議してきた西洋列強に、キリシタンと非キリシタンとの間に「不和」から生じた確執を避けるために総流罪を実施したと説明している。これは西洋列強の抗議に對する言い分にも思えるが、浦上村がキリシタンのカトリック改宗をめぐつて「不和」な状態にあることはこれまで見てきた限りでも深刻であり、そのような状況を危惧してキリシタンを総流罪にしたともいえるのである。浦上村がキリシタンのカトリック改宗により「不和」な状態になつたことは明治政府がキリシタンを総流罪にした理由の一つでもあつたといえよう。

三 禁教高札撤去後のキリシタン

浦上四番崩れは西洋列強の強い抗議もあり、明治六年の浦上村のキリシタンの帰村と同年二月の禁教高札撤去をもって事件は終息した。その後、キリシタンの信仰は「禁制」という国家の規制からは解放された。キリスト教に対する一定程度の拘束はあったものの、キリシタンは国家権力からは一応は解放され、ある程度自由になれた。しかし、彼らを取り巻く村社会・地域社会からは自由にはなかった。

次に上げる事例は禁教高札が撤去されてしばらくした明治十二年にキリシタンがカトリックへ改宗したことで、村の重要な付き合いから外され、困り果てたことを一たん戸長に願ひ出たが、聞き入れてもらえず、改めて国家権力である警察に届けたものである。場所は長崎県西彼杵郡黒瀬村（現長崎県西海市大島町）である。

甲号 郷中不和に付鎮撫願

私共儀現世農業相、……（中略）……明治七年旧教務省（教部省力）達第三十四号『転宗改式人民之意に任すべし』との御布達に基つき、該宗に帰依仕候。然処天久保奇妙寺衰微之端緒開聞敷迎、同寺門徒互に嘯き遂に該寺院に嘯集之上、私共に付き無常之契約相結候由、其契約と申候は即如左

一 出入 他人は不及申、親族たり共

一 作事 屋根葺替、田畑普請

一 乗船 公用、公役、医師迎ひ、藻上ケ、漁業、諸商法

一 右三ヶ条切支丹宗門弟と相共に致事決而不相成候、万一違犯者有之候節者、本人所持の田畑山林三分一可取上候事

一 向後切支丹宗に移転者有之候節は、田畑山林秣場に至るまで悉取上、尚本人及家族不殘可致放逐候事^{①7}

これによれば、明治七年の教部省の布達に基づいてキリシタン宗（カトリック）に帰依したが、そのことで奇妙寺は門徒たちを呼び集め、出入り、作事、乗船をキリシタンたちと一緒にこなわないことにして、もし従わない場合は、所有する田畑・山林の三分の一を取り上げ、そして今後キリシタン宗（カトリック）に改宗すれば、田畑・山林・秣場全部を取り上げて、本人と家族は追放するという。こういった事態をどうにかしてもらおうと、キリシタンたち十四人は黒瀬村の戸長に願ひ出たが聞き入れてはもらえず、代表二名が長崎警察署に願ひ出るのであった。^{①8}それが次の記録である。

乙号 郷中不和二付御鎮定願

（前略）

借私共古来、切支丹宗ヲ胸中密ニ信用罷在候得共、辱クモ御維新以還御仁慈之難有御寛典を以テ、宗旨何レモ人民之意ニ任ストノ御趣意ニ付、其儀深々奉感佩、去ル明治十一年二月十五日ヨリ公然該宗ニ歸入仕候処、倉卒神官・僧侶・地役人、私共之村落に來集シ、其旨申上候処、其節ヨリ真宗奇妙寺住職ハ勿論、地役人（地役人トハ小頭・組頭共ヲ言フ）村落ノ長ナル者共、憤懣ニ堪エザル形丈を起シ、互いに申合、私共ニ向テ苛酷ノ契約相定メ被置候、即チ如左

一 出入 他人ハ無論、親族タリトモ

一 作事 屋根葺替、田畑普請

一 船乗合 公用公役、医師迎ヒ、藻上ケ漁業、諸商法

附リ養子或ハ縁組
金穀貸借

日雇
加勢

講会 但シ是迄組合之講へ出会候節ハ、酒肴孟別段ニシテ、孟之取合不相成
右ノ箇条、天主教相用ヒ候者ト共ニ致事、堅ク不相成候、万一違背ス
ル者有之候節ハ、家宅地并ニ所有田畑山林取上候云々¹⁹⁾

これによると私たちは昔からキリシタン宗を密かに信仰していたが、維新政府から信仰を許可されたので、カトリックに公然と帰宗したところ、直ちに神官・僧侶・地役人がやってきて、改心を迫り、改心しなければ、出入り、作事、船乗り合いなどの村の重要な付き合いから外すと申し渡されたという。そして、これによりキリシタン（カトリック改宗者）は非常に困り果てた、と以下のように続いている。

弊村ハ格別無力貧困ノ村落ナル故、互ニ協救加勢ナクテハ糊口モ出来兼、農業ノ閑暇ニハ懈怠ナク日傭稼ギ、或ハ商法不仕候テハ、御慈仁深キ朝廷へ御上納モ出来兼候²⁰⁾

この村は特に無力貧困な村落であるために加勢していかなくては生活もできず、そして農業をしない時には怠けず日雇いや商法をしなくては朝廷へ上納することもできないと述べている。また、講会で不当な扱いをされたことには「猫犬ヨリモ浅間敷軽蔑セラレ²¹⁾」とあり、キリシタンは追い詰められ困り果て、そして屈辱的な立場に立たされたことが窺える。このように周囲は嫌がらせ的行為に及び、キリシタンと非キリシタンとの確執は高札撤去後さらに深まったようである。

禁教高札が撤去された後は、村社会・地域社会内部の問題となった。キリシタンを取り巻く村社会・地域社会はかえってキリスト教（カトリック）を内部から排除するようになった。国家レベルではキリスト教はある程度自由になれたが、村社会・地域社会では禁制下に根付いたキリスト教への差別意識は残り、忌避されたのであった。国家からの迫害は行

われなくなつた一方で村社会・地域社会内部で迫害に代わる行為をされるようになったのである。

禁教高札後のキリシタンのカトリック改宗をめぐる周囲との確執や軋轢はキリシタン内部でも起こつた。ほぼ全村民がキリシタンであつたキリシタン集落である長崎県生月（現長崎県平戸市生月）は禁教高札が撤去された後に布教が開始されたのであるが、明治十二年に二十二名がカトリックに改宗した者に対して、村の付き合いから制限され、「生月里村切支丹総代」の名で平戸警察に訴え出た出来事があつた。村民二十二名が「長崎港天主堂切支丹宗へ転宗」すると県庁に届け出たところ、神官・僧侶側から不満に思われ、交際させないようにして、村のいくつかの付き合いをさせないようにしたのであつた。それは、日用飲用水の差し止め、親族出入りの禁止、婚娶の禁止、船乗り合いの禁止、屋根葺き替えの禁止、月傭稼ぎの差し止め、出稼ぎ奉公の差し止め等の十二か条であるが、それを「絶交のケ条」として言い渡されたのである。これにより改宗者は「一日の活計も立兼、難渋逼迫²²⁾」して、困り果て、やむを得ず、「御上様」（平戸警察）に訴え出たのであつた。この出来事と思われる記録が当時この地方を布教した外国人宣教師の報告にもあり、それは以下のように記録されている。

……生月では新信者たちを苦しめる僧侶たちに、自分たちの権利を認めさせるため、一人の伝道師が警察に訴えざるを得なかつた。署長はどの人にも信仰の自由はあるのだから、いかなる方法であれ、キリスト信者にならうとする人を悩ませることは一切ならぬと答えた。そののみか署長は島の役人たちに島民を全部集め、キリスト信者の家庭と良好な関係を保つように厳命し、さもなければ当局から罰せられるであろうと通達するように命じた。²³⁾ ……

このようにキリシタン内部においてもカトリック改宗者とそうでない者との確執があったようである。これは一八七九年のパリ外国宣教会の年次報告であるが、この時からしばらく経った一八八八年の年次報告には生月の改宗状況について次のように報告されている。

……これまで幾人かの宣教師たちが、自ら或いは伝道師たちの手を借りて、この「離れ」の人々の戻りのために働いて来たが、徒勞に終わってしまった。この気の毒な人々の少なくとも大部分は、自分たちが迷いの道にあること、又近頃伝えられている教えが、祖先の信じていたものであることをよく分かつていた。にもかかわらず、戻りのことを口にしていない彼らは、新たに迫害が起こりはしないかとの想像から来る怖れと、又異教徒のある実力者が彼らに与えている恐怖、そして世間体、又とくに婦人たちによって引き止められていたのである……。

生月の「離れ」の人たちはカトリックの教えが祖先の信仰と同じであることを理解していたようであるが、様々な状況からカトリックへは改宗できずにいたようである。

文中の「離れ」はキリシタンの中で、禁教が解除された後も、カトリックへの違和感を覚えて、土俗化した潜伏時代のままの信仰形態を取り続ける集団である。潜伏下に土俗の信仰と習合したキリシタンの信仰がカトリックの信仰とかけ離れてしまったため、カトリックへの改宗に抵抗を感じ、「離れ」となったのである。ここでの生月の「離れ」はカトリックの教えが、祖先の信仰と同じであることを理解していたようであるが、様々な状況からカトリックへ改宗できずにいたようである。このようなカトリックに改宗することでの周囲との確執や軋轢も「離れ」に分離した要因の一つであったと考えられる。「離れ」はカトリックへの違和感から改宗を拒み、主体的に分かれたとされるのであるが、周囲との

確執や軋轢からカトリックに改宗できずに「離れ」となってしまったキリシタンも存在していたようである。「離れ」は後に「カクレキリシタン」称されて、一つの信仰集団として独自の信仰形態を継承していったが、カトリックと分離した背景にはこのような出来事もあったのである。この生月におけるキリシタンのカトリック改宗をめぐる問題は、当該期のキリスト教と地域信仰・民俗信仰との確執ともとらえることができるのではないだろうか。禁教高札が撤去された後のキリシタンの信仰をめぐる問題は、キリシタン集落（キリシタン内部）にも及んだのであった。

このように禁教高札が撤去されたことはキリシタンを国家から解放させた一方で、彼らを取り巻く村社会・地域社会内部における信仰をめぐる問題を一層深めたのであった。

まとめ

以上、見てきたように、浦上四番崩れにおいて、浦上村のキリシタンが信仰態度を変えたことは村社会のあり方を変化させ、キリシタンと非キリシタンとの確執を表面化させる結果になった。そして、権力側もそのような状況に対して、対応を迫られたのである。禁教高札の撤去の前段階にはこのような出来事があったのである。

禁教高札撤去はキリシタンが国家による規制から解放される出発点となった。以降、キリスト教への規制が残りつつも、国家権力からキリシタンは一定程度自由になれた²⁶。しかし、彼らを取り巻く村社会・地域社会からは自由になれなかった。キリシタンへの国家による規制が消える²⁷と、かえって村社会・地域社会はキリシタン（カトリック改宗者）を排除しようとし、確執はさらに深まった。それはキリシタン内部でも発生し、キリシタンがカトリックに改宗せず、「離れ」とよばれる潜伏時代からの土俗的な独自の信仰形態とに分離した要因の一つにもなった。

キリシタン内部でも信仰をめぐる問題が発生し、確執となったのであった。当該期、キリスト教は禁教高札撤去により国家の規制から解放され、また、プロテスタント教界も入り込み、しだいに国内で発展していった。しかし、村社会・地域社会には近世期のキリシタン禁制下に根付いたキリスト教への差別と偏見は消えなかったのであった。そのような状況の中でキリシタンのカトリック改宗をめぐる問題は発生したのであった。当該期のキリシタンをめぐる問題は国家による規制から、村社会・地域社会内部の確執から発生したせめぎあいが変わったのであった。

註

(1) 当該期のキリシタンに関する先行研究は主に外交問題や宗教政策の視点から重点的におこなわれてきた。鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策―高札撤去に至る迄の過程―」『史学雑誌』八六―二一九七七年、安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」『岩波近代思想体系5 宗教と国家』岩波書店一九八八、三好祥子「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」『お茶の水史学』三五―一九九二、中央大学人文科学研究所編『近代日本形成と宗教問題』中央大学出版部一九九二、家近良樹『浦上キリシタン流配事件』吉川弘文館一九九八、山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』思文閣二〇〇六、などがあげられるが、浦上村のキリシタンが信仰態度を変えたことにより、村社会に与えた影響等についてはそれほど触れていない。また、浦上村のキリシタンの動向については片岡弥吉『浦上四番崩れ』ちくま文庫一九九一、などがあるが、信仰表明後の宣教師とのかかわりや流罪先での信仰心に基づく強靱な行動が中心にあつかわれ、この時のキリシタンを取り巻く周囲との関係はそれほど触れられていない。また禁教高札が撤去され、キリシタンが帰村してからの動向は、彼らのカトリック教徒としての行動を注目

して、その後の村社会とのかかわりには触れていない。浦上四番崩れにおけるキリシタンと村社会とのかかわりについて、近世期のキリシタン露見事件を比較しておこなわれたものに大橋幸泰「キリシタン民衆の転回と禁教高札撤去」『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版二〇〇一、があるが、禁教高札が撤去された後の動向はあまり触れていない。そして、中村博武「浦上四番崩れにおける宣教師の論理と信徒構造」『宣教と受容―明治期キリスト教の基礎的研究』思文閣二〇〇〇、では浦上四番崩れでのキリシタンの信仰上の特徴が詳細に記されているが、キリシタンを取り巻く状況についてはそれほど述べられていない。

本論文では以上のことをふまえて浦上四番崩れと、禁教高札撤去後のキリシタンと彼らを取り巻く周囲の状況について考察した。

また、禁教高札撤去はキリスト教禁制解除ではないとの見解がある。高札は取り外されたが、明治政府はキリスト教禁制の継続の意志があった、とする見解である。鈴江英一『キリスト教解禁以前―切支丹禁制高札撤去の史料論―』岩田書店一九九九等。しかし、禁教高札の撤去はキリシタンに対して政策上の拘束から解放させ、この時に流罪の浦上村のキリシタンも解放されたことから、拙者は禁教解除ととらえている。

(2) 片岡弥吉『キリシタン殉教史』時事通信社一九七九 五四―五五〇頁、大橋幸泰『異宗』とキリシタン』岩田浩太郎編『新しい近世史五・民衆世界と正当』新人物往来社一九九六 二〇五―二四四頁、大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版二〇〇一 一四五―二六六頁参照

(3) 大橋幸泰『異宗』とキリシタン』、『キリシタン民衆史の研究』一五〇―一五二

(4) 『日本庶民生活史料集成一八 民間宗教』三一書房一九七二年

八三五頁

- (5) 「慶応三年四月高谷官十郎探索書」『幕末維新外交史料集成』二一
財政経済学会一九四三 二四頁
- (6) 「明治元年十一月肥前浦上耶蘇教徒ノ探索書」『大日本外交文書』
一一二 日本国際協会一九三六年 六二六～六二七
- (7) 「慶応三年六月高谷官十郎探索書」『幕末維新外交史料集成』四二頁
- (8) 「慶応三年六月十九日徳永石見守、浦上村異宗信仰之もの共之内、
召捕候儀申上候書付」『幕末維新外交史料集成』五三頁
- (9) 「慶応三年六月廿三日長崎奉行宛志賀禮三郎「口上之覚」『幕末維
新外交史料集成』五九頁
- (10) 「明治三年一月長崎権大属尾上与一郎探索書」『大日本外交文書』
三一 一九三六年 三七三～三七四頁
- (11) 「慶応三年四月高谷官十郎探索書」『幕末維新外交史料集成』二五頁
- (12) 「明治元年十一月肥前浦上耶蘇ノ探索書」『大日本外交文書』一
二 六二七～六二八
- なお「明治三年一月長崎権大属尾上与一郎探索書」『大日本外交文書』
三 三三三頁、にも同一の記録がある。
- (13) 同右(『大日本外交文書』三) 三三四頁
- (14) 「明治二年十二月三日各国公使宛外務卿澤宜嘉・同大輔寺島宗則書
状貼紙」『大日本外交文書』一一三 一九三八 四六一頁
- (15) 「明治二年十二月十五日各国公使宛外務卿澤宜嘉・同大輔寺島宗則
書状」『大日本外交文書』一一三 五二九～五三五頁
- (16) また慶応三年九月二十七日に長崎奉行の能勢大隈守・徳永石見守が
幕府に宛てた「浦上村異宗信仰之者之儀に付申上候書付」には浦上
村のキリシタンが「信仰団結之証」をあらわすために「一味致連判」
して「連判帳」に捺印したと言っていたと記録しており、「一味連判」
という一揆を連想する言葉を用いており、幕府は浦上村のキリシタ
ンを一揆的な集団とみなしていたと思われ、彼らを警戒していたよ
うである。『幕末維新外交史料集成』一一一～一二二頁
- (17) 浦川和三郎『切支丹の復活』後編 国書刊行会 一九七九年
八一二～八一三頁
- (18) 「乙号」には「不和葛藤」を鎮めてもらおうと十七、八回も願書を
持って戸長役場を訪れたが、「格別之頓着モ無之候」とあり気にか
けてもらえなかったようで、「其儘願書モ却下二相成候二付」となっ
たようで、長崎警察署に願い出たようである。『切支丹の復活』後
編 八一七～八一八
- (19) 同右 八一五～八一六頁
- (20) 同右 八一六頁
- (21) 同右 八一七頁
- (22) 同右 七九七～七九八頁
- (23) 「一八七九年年次報告(パリ外国宣教会)」松村菅和・女子カル
メル修道会共訳『パリ外国宣教会年次報告1』聖母の騎士社
一九九六年 五六頁
- (24) 「一八八八年年次報告」同右 一五五頁
- (25) 宮崎賢太郎『カクレキリシタンの信仰世界』東京大学出版会
一九九六年 一八三～二二二頁、によるとカクレキリシタンの信仰
の特色として「重層信仰」「祖先崇拜」「現世利益」「儀礼中心主義」
をあげ、これらはキリスト教と対照的な日本人的な宗教観であると
している。潜伏下にキリシタンはこれらの日本人的宗教観と習合し
てしまい、禁制が解けた後もカトリックへは戻れなかったのである
う。
- (26) 当該期は明治九年(一八七六)に日蓮宗不受不施派の再興が許可さ
れるなど、禁制となっていた信仰が解放された。しかし、程度の差
はあったが、ほとんどの宗教は完全に自由ではなかった。